

実勢賃借料情報（水田）

令和4年1月から令和4年12月まで締結（公告）された農地の10アールあたりの実勢賃借料は下記のとおりです。

地 域	平均額	最高額	最低額	データ数（筆）
中	12,786 円	16,000 円	9,500 円	21
萩 生	13,984 円	17,000 円	10,000 円	32
黒 沢	13,528 円	17,000 円	9,500 円	36
椿	14,192 円	16,000 円	12,500 円	13
添川・松原	10,497 円	16,000 円	3,500 円	146
小白川	12,904 円	16,000 円	7,000 円	104
手ノ子	9,611 円	10,000 円	9,500 円	9
高 峰	10,250 円	14,000 円	9,500 円	46
中津川	5,257 円	10,000 円	5,000 円	109
飯豊町全体	10,452 円	17,000 円	3,500 円	516

備 考

- ※1 この賃借料情報は、農地法第52条の規定に基づき集計資料を公表するものです。
- ※2 標準的な水準を算出するため、全賃借料データの平均値±（平均値×70%）を超えるものは除いています。
- ※3 この金額は当事者間の契約によるものであるため、土地改良経常経費等が含まれているものと含まれていないものが混在しています。
- ※4 賃借料、土地改良経費、生産調整とのかかわりは、貸主・借主の双方で十分に話し合っ
て決めてください。

農地に関することは、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局（電話 87-0524）へご相談ください。

飯 豊 町 農 業 委 員 会